

「自転車交通安全対策に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先: 内閣府、国家公安委員会(警察庁)、文部科学省、国土交通省 勧告日: 平成27年4月24日
 回答日: 平成27年12月15日～17日

【行政評価局の業務】

- ・政府内における第三者的な評価専門機関として、各府省の業務の実施状況について調査を実施し、改善方策等を勧告
- ・その後の改善措置状況について、フォローアップを実施

1 自転車ネットワーク計画(注)の策定推進

調査結果(問題の所在)

- 市区町村に計画策定の取組を促すための情報提供が不十分
 - ・ 国土交通省は、市街化の状況・自転車利用状況・自転車関連事故のデータを用いて計画策定の必要性等を分析
 - ・ これらのデータや分析結果は、必ずしも十分に市区町村に情報提供されず

主な勧告事項

- 計画策定の必要性に関する情報の市区町村への提供

主な改善措置

- 計画策定の必要性を判断する自転車事故の多さ等の指標などについて、有識者による検討委員会で審議を行い、提言(案)を取りまとめ
 同提言(案)を踏まえ、計画策定の必要性に関する情報を該当する市区町村へ提供(平成27年11月)
 【国土交通省】

(注) 面的な自転車ネットワークを構成する路線とその整備形態等を示す計画

2 自転車交通安全教育の推進

調査結果(問題の所在)

- 教育委員会(教委)や学校の中には、警察との連携により、指導警告票(注)の交付情報を自転車交通安全教育に活用しているものあり
- 27教委中25教委が指導警告票の交付実績を未把握
 うち、10教委は、交付実績の把握の必要性を感じると回答
 同じく38中学校・高等学校中34中学校・高等学校で未把握
 うち、16校は、交付実績の把握の必要性を感じると回答

(注) 道路交通法違反行為を行った運転者等に対して、当該違反行為を指摘するなど指導警告を行う内容の書面

主な勧告事項

- 指導警告票に係る情報の適切な活用推進

主な改善措置

- 都道府県教育委員会等に対し、警察との連携を強化し、指導警告票に係る情報等の適切な活用を図ることなどを依頼(平成27年8月) 【文部科学省】
- 都道府県警察に対し、都道府県教育委員会等との一層の連携の下、指導警告票に係る情報の適切な活用推進を図るよう指導(平成27年9月)
 【国家公安委員会(警察庁)】

3 自転車関連事故情報の活用

調査結果(問題の所在)

- 自転車関連事故件数等の市区町村別のデータは必ずしも公表されず
- 都道府県警察の中には、市区町村別の自転車関連事故情報を公表しているもの、自転車関連事故発生箇所を地図上に図示しているものあり

主な勧告事項

- 情報の内容やニーズに応じた市区町村への自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供充実と活用の周知

主な改善措置

- 都道府県警察に対し、市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を充実するよう指導(平成27年9月) 【国家公安委員会(警察庁)】
- 都道府県及び政令指定都市に対し、都道府県警察が提供する市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の活用などについて、管内の市区町村に周知するよう依頼(平成27年10月) 【内閣府】

4 自転車交通安全対策の目標

調査結果(問題の所在)

- 目標設定により、様々な取組からなる自転車交通安全対策において取組全体に総合性を与え、施策全体としての進展が期待
- 国の交通安全基本計画などの上位計画での数値目標がないことを原因・遠因として、数値目標を設定していないと考えられる地方公共団体あり

主な勧告事項

- 第10次交通安全基本計画の検討過程での目標に係る論点の提示

主な改善措置

- 中央交通安全対策会議専門委員会議(注)において、自転車の安全対策に係る目標の在り方等について検討すべき論点を提示(平成27年6月)
その結果、自転車の交通実態には地域特性がある旨の意見等に鑑み、現行の第9次計画と同方向の目標設定がふさわしいとの結論 【内閣府】
(注) 交通安全基本計画の作成に当たり、交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第15条第4項に基づき開催される学識経験者等の会議

自転車交通安全対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成25年12月～27年4月
- 2 対象機関 調査対象機関：内閣府、国家公安委員会（警察庁）、文部科学省、国土交通省
関連調査等対象機関：都道府県（教育委員会を含む。）、市区町村（教育委員会を含む。）、都道府県公安委員会（都道府県警察）

【勧告日及び勧告先】 平成27年4月24日 内閣府、国家公安委員会（警察庁）、文部科学省、国土交通省

【回答年月日】 内閣府 平成27年12月16日 国家公安委員会（警察庁） 平成27年12月17日
文部科学省 平成27年12月15日 国土交通省 平成27年12月17日

【調査の背景事情】

- 自転車は、買物や通勤・通学などで幅広く利活用され、近年の健康志向等とも相まって、自転車利用は量、範囲とも広がり続けているとみられる
- 近年では、「公共交通の機能補完」等のため、自転車を利活用したまちづくりなどに取り組む地方公共団体等の例がみられ、「自転車利用」は、地域政策における要としての側面あり
- 一方、自転車関連事故は年間約12万件（平成25年）発生し、全交通事故件数の約2割を占め、また、自転車乗用中の死傷者は12万529人（全交通事故死傷者数の15.3%）であり、死者は600人（全交通事故死者数の13.7%）とG7各国のうちで最も高い水準であるなど、自転車交通安全対策の充実・強化は急務
- 自転車事故死傷者数のおよそ3人に2人は何らかの法令違反があり、ルールを守らないのは、「通行環境が不十分」、「違反をしても事故を起こす可能性は低い」といった理由によることから、「みち」（自転車通行環境の整備）、「ひと」（自転車交通安全教育の推進）の対策とともに、どこでどのような事故が起こっているかの具体的な「情報」（事故データの活用）の提供と活用が必要。
また、自転車交通安全対策の中心となる地方公共団体の積極的な取組を促すための目標設定についての議論も必要
- この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、自転車走行空間の整備や自転車交通ルールの遵守を確保する観点から、自転車ネットワーク計画の策定状況、自転車交通安全教育の実施状況、自転車関連事故情報の提供状況等を調査

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 自転車ネットワーク計画の策定推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、市区町村における自転車ネットワーク計画策定を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 策定状況調査の結果公表において、市区町村が計画策定の必要性の考察の用に、国からカテゴリ分けをして情報提供をする場合には、個々のカテゴリの内容として、当該カテゴリに入る市区町村の情報を提供すること。</p> <p>② 策定状況調査の結果公表において、計画策定の必要性に関し補足できる情報の提供に努めること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪施策の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省と警察庁は、安全で快適な自転車通行空間を効果的・効率的に整備するために、市区町村による自転車ネットワーク計画（注1）の策定を推進。 ○ 計画の策定は、市街地のある849市区町村では53市区町村（6.2%）（注2）。 <p>（注1）面的な自転車ネットワークを構成する路線とその整備形態等を示す計画 （注2）国土交通省が行った策定状況調査（平成25年4月時点）の結果。平成26年4月では、67市区町村（7.9%）が策定</p> <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省は、策定状況調査において、市街地のある市区町村を、「自転車利用が多い」、「自転車に関連する事故が多い」という基準で三つにカテゴリ分け（注）。 ○ 自転車利用が多く、かつ、自転車に関連する事故が多いカテゴリⅢの市区町村（106市区町村）では、一般には、自転車ネットワーク計画策定のニーズが大きいという蓋然性が高いと思われるが、過半（55市区町村）が計画策定の検討未着手。 ○ 国土交通省は、具体的にどの市区町村がそれぞれのカテゴリに区分されるかについてのデータを公表せず。また、計画未策定の市区町村に、当該市区町村がいかなるカテゴリに分類されるかに関する情報を提供せず。 	<p>(国土交通省)</p> <p>→①② 平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を発出し、その周知に努めてきたところである。しかし、その後の新たな技術的な知見や地域の様々なニーズなどを踏まえ、安全で快適な自転車利用環境の創出を早期に図るため、平成26年12月以降、「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」（注1）を開催し、自転車ネットワーク計画策定の早期進展を進めるため、ネットワーク計画策定の必要性を判断するための指標を含め幅広い観点から審議を行い、第6回同委員会（27年11月11日開催）において、「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言(案)を取りまとめた。</p> <p>同提言(案)では、市街地を有する市区町村において、①「自転車事故の多さ」と「自転車利用の多さ」を指標とした評価、分類を行い、いずれかの指標の上位に該当する市区町村を計画策定すべき市区町村としてリストアップし、自転車ネットワーク計画策定を促すとともに、策定に向けた助言を行うこと、②「自転車事故の多さ」では、自転車関連事故件数及び人口あたりの自転車関連事故件数、「自転車利用の多さ」では、通勤・通学自転車利用人口及び自転車分担率（注2）を評価指標と</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>このことは、自転車ネットワーク計画策定推進を図る国側と計画策定主体との間に、計画策定の必要性についての認識の齟齬が生じるおそれあり。</p> <p>(注) カテゴリーⅠ・・・カテゴリーⅢ、Ⅱ以外の市区町村 カテゴリーⅡ・・・カテゴリーⅢ以外で、自転車利用が多い、又は、自転車に関連する事故が多い市区町村 カテゴリーⅢ・・・自転車利用が多く、かつ、自転車に関連する事故が多い市区町村</p> <p>2 自転車に関する道路交通秩序の維持と交通安全教育 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省及び国家公安委員会（警察庁）は、都道府県教育委員会等における自転車交通ルールの遵守に向けた指導・教育の充実を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 文部科学省は、都道府県教育委員会等に対し、都道府県警察とのより一層緊密な連絡・調整等連携の下に、各都道府県等の個人情報保護条例の範囲内において、指導警告票に係る情報の適切な活用の推進を図るよう指導すること。</p> <p>② 警察庁は、都道府県警察に対し、都道府県教育委員会等とのより一層緊密な連絡・調整等連携の下に、各都道府県の個人情報保護条例の範囲内において、指導警告票に係る情報の適切な活用の推進を図るよう指導すること。</p> </div> <p>(説明) << 施策の概要 >></p>	<p>することとされた。</p> <p>また、同提言(案)を踏まえ、平成 27 年 11 月以降、自転車ネットワーク計画策定の必要性に関する情報を該当市区町村へ提供するなど、市区町村におけるネットワーク計画策定の早期進展のための取組を実施した。</p> <p>(注) 1 国の道路特性や交通状況等を踏まえつつ、自転車ネットワーク計画策定を早期に進展させるための方策などについて、専門的見地から審議を行うための検討委員会 2 通勤・通学時に「自転車のみ」又は「自転車と鉄道・電車」を選択する 15 歳以上の就業者・通学者数 ÷ 全ての交通手段を選択する 15 歳以上の就業者・通学者数</p> <p>(文部科学省)</p> <p>→① 都道府県教育委員会等における自転車交通ルールの遵守に向けた指導・教育の充実を図る観点から、都道府県教育委員会等に対し、「自転車指導警告票の情報を活用した交通安全教育の推進について（依頼）」（平成 27 年 8 月 31 日付け 27 ス学健第 35 号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）を発出し、自転車による交通事故の未然防止に資するため、警察との連携を強化し、指導警告票に係る情報等の適切な活用を図り、学校における交通安全教育を一層推進するよう依頼した。</p> <p>なお、本通知については、警察庁と協議の上発出したものであり、警察庁においては、都道府県警察に対し、</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 自転車の交通ルール（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号） 普通自転車は車道通行が原則（児童・幼児、70 歳以上の高齢者等は例外的に歩道通行可） 等</p> <p>○ 道路交通法違反行為を行った運転者に対しては、違反行為を指摘し、自転車安全利用五 則や民刑事の責任を問われる可能性を注意喚起する「指導警告票」を交付</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 教育委員会（教委）や学校の中には、警察との連携により、指導警告票の交付件数、違 反形態別件数等の情報を入手し、自転車交通安全教育に活用しているものあり。</p> <p>○ 一方、調査した 27 教委中 25 教委が指導警告票の交付実績を未把握。うち、10 教委は、 交付実績の把握の必要性を感じるなどと回答。</p> <p>同じく 38 中学校・高等学校中 34 中学校・高等学校で未把握。未把握の学校からは、「生 徒の指導警告票の情報は、どこからどのようにして入るのか仕組みが不明」等の意見あり。</p>	<p>都道府県警察と都道府県教育委員会等が一層の連携の 下、指導警告票に係る情報の適切な活用の推進を図るよ う指導した。</p> <p>（国家公安委員会（警察庁））</p> <p>→② 自転車交通ルールの遵守に向けた指導・教育の充実を 図る観点から、都道府県警察に対し、「学校と警察との 連携の強化による自転車交通安全対策の推進について」 （平成 27 年 9 月 10 日付け警察庁丁交企発第 136 号、丁 交指発第 110 号警察庁交通局交通企画課長、警察庁交通 局交通指導課長通達）を発出し、都道府県警察と都道府 県教育委員会等が一層の連携の下、指導警告票に係る情 報の適切な活用の推進を図るよう指導した。</p> <p>なお、本通達については、文部科学省と協議済みであ り、文部科学省においては、都道府県教育委員会等に対 し、自転車による交通事故の未然防止に資するため、警 察との連携を強化し、指導警告票に係る情報等の適切な 活用を図り、学校における交通安全教育を一層推進する よう、通知を発出した。</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 様々な自転車交通安全対策の展開と交通事故情報の活用 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国家公安委員会（警察庁）及び内閣府は、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 警察庁は、都道府県警察に対し、市区町村、各般の参加・協力を得て進められている自転車交通安全のための取組について、関係者による交通事故情報の活用を支援する観点から、市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を充実するよう指導すること。その際、提供方法については、公表、市区町村からの求めに応ずる方法等、情報の内容やニーズに応じた適切な対応となるよう留意すること。</p> <p>② 内閣府は、交通安全基本計画を推進する観点から、都道府県警察は市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を行っていること、市区町村が自転車交通安全対策を推進するに当たっては、これらの情報の活用が考えられる旨を周知すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪施策の概要≫</p> <p>○ 交通事故情報については、警察庁が「交通事故統計」や「交通事故の発生状況」等で毎年公表。</p> <p>都道府県警察においても、交通事故に係る年報等を作成し、管内警察署や地方公共団体に配布するとともに、管内の自転車関連事故件数等を公表しているものあり。</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 自転車関連事故件数等の市区町村別のデータは必ずしも公表されず。</p> <p>○ 一方、都道府県警察の中には、市区町村別の自転車関連事故情報を公表しているもの、自転車関連事故発生箇所を地図上に図示しているものあり。</p> <p>○ また、市区町村の交通安全対策の担当者に対してアンケートを行ったところ、年齢層、発生時間帯、事故類型、道路形状等の別に、市区町村別のデータのニーズはあるが、実際には未取得のデータあり。</p>	<p>(国家公安委員会（警察庁）)</p> <p>→① 市区町村等による交通事故情報の活用を支援する観点から、都道府県警察に対し、「地方公共団体等に対する自転車関連事故の発生状況等に係る情報提供の充実について」（平成 27 年 9 月 28 日付け警察庁丁交企発第 168 号警察庁交通局交通企画課長通達）を発出し、市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を充実するよう指導した（勧告要旨の「その際」以下の留意事項についても同通達に記載した。）。</p> <p>なお、本通達については、内閣府と協議済みであり、内閣府においては、都道府県及び政令指定都市に対し、都道府県警察は市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を行っていること、自転車交通安全対策の推進に当たっては、これらの情報の活用が考えられることを内容とする市区町村への周知依頼文書を発出した。</p> <p>(内閣府)</p> <p>→② 都道府県及び政令指定都市に対し、都道府県警察は市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を行っていること、自転車交通安全対策を推進するに当たっては、これらの情報の活用が考えられる旨、管内の市区町村に対する周知依頼文書「自転車の交通安全対策推進に当たっての交通事故情報の活用について（依頼）」（平成 27 年 10 月 7 日付け府政共生第 1266 号内閣</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="152 692 546 721">4 自転車交通安全対策の目標</p> <p data-bbox="165 742 306 770">(勧告要旨)</p> <div data-bbox="179 794 1290 995" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="192 804 1276 986">内閣府は、広がりをもせる自転車交通安全対策を総合的に推進する観点から、中央交通安全対策会議における次期交通安全基本計画の検討過程において、各地方公共団体等における目標設定行動に資するように、自転車乗用中死傷者数等の自転車交通安全対策に係る目標の在り方、示し方について、検討すべき論点を示す必要がある。</p> </div> <p data-bbox="165 1015 248 1043">(説明)</p> <p data-bbox="152 1054 349 1083">≪施策の概要≫</p> <ul data-bbox="152 1098 1308 1321" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="152 1098 1308 1225">○ 現行の第9次交通安全基本計画（計画期間：平成23～27年度）における自転車関係の目標は、「自転車乗用中の死者数についても、道路交通事故死者数全体の減少割合と同程度又はそれ以上の割合で減少させることを目指す」とされているが、具体的な目標値は未設定 <li data-bbox="152 1241 1308 1321">○ 第9次交通安全基本計画の検討に資するために行われた調査（注）では、自転車関係の目標に関して、「科学的根拠を有する目標値設定は困難」との考察あり。 <p data-bbox="192 1337 922 1366">（注）「道路交通安全に関する基本政策等に係る調査」（平成21年度）</p>	<p data-bbox="1391 210 2085 290">府政策統括官（共生社会政策担当）付交通安全対策担当参事官通知）を発出した。</p> <p data-bbox="1391 306 2085 625">なお、本周知依頼文書については、警察庁と調整済みであり、警察庁においては、市区町村別の自転車関連事故の発生状況に係る情報等の提供を充実するよう都道府県警察に対し、「地方公共団体等に対する自転車関連事故の発生状況等に係る情報提供の充実について」（平成27年9月28日付け警察庁丁交企発第168号警察庁交通局交通企画課長通達）を発出した。</p> <p data-bbox="1352 742 1460 770">(内閣府)</p> <p data-bbox="1339 794 2085 1114">→ 平成27年6月29日に開催した中央交通安全対策会議専門委員会議（注）（第2回）において、資料「自転車交通安全対策に関する行政評価・監視結果報告書（抜粋）」を示し、勧告に至る経緯を説明するとともに、自転車乗用中の死者数の推移等に関するデータを示し、自転車の安全対策に係る目標の在り方等について検討すべき論点を提示した。</p> <p data-bbox="1361 1129 2085 1449">同会議において、専門委員から、自転車の交通実態には地域特性がある旨の意見が複数あったことや、自転車交通安全対策に関する国全体の数値目標を設定した場合に地方が受ける影響等に鑑み、自転車交通安全対策については、第9次交通安全基本計画（計画期間：平成23～27年度）の「交通事故死者数の減少割合と同程度又はそれ以上の割合での減少を目指す」という方向の目標設定がふさわ</p>

勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国の交通安全基本計画などの上位計画において、自転車に関する数値目標がないことを原因・遠因として、都道府県や市区町村の交通安全計画等において、自転車に関する数値目標を設定していないと考えられる地方公共団体あり。 ○ 目標設定により、様々な取組からなる自転車交通安全対策において取組全体に総合性を与え、施策全体としての進展が期待。 	<p>しい旨の結論を得た。</p> <p>(注) 交通安全基本計画の作成等の事務をつかさどる中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣、委員：内閣総理大臣が任命する関係閣僚）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができるとされており（交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第15条第4項）、従来、交通安全基本計画の作成に当たっては、専門委員会会議を開催し、交通安全に高い識見を備えた学識経験者等から意見を聴いている。現在は、第10次交通安全基本計画（計画期間：平成28～32年度）の作成に当たって、当該会議が開催されている。</p>